

### 機材費ガイド（案）

- ビジネス化実証事業では、調査に使用する機材について JICA が損料又はレンタル料を支払う形で調査を行うことが可能です。また、調査に必要なカスタマイズ費やレンタル料も計上できます。これらの経費は機材費の機材損料・借料の費目にて計上します。
- 機材損料・借料は以下の表 1 に示す通りの精算とし、それ以外の費用は一切計上できません。各定義は表 2 の通りとします。積算に係る詳細は 5 ページ以降の（1）～（3）をご確認ください。

表 1：計上可能な機材費と積算方法

機材		損料	カスタマイズ費	レンタル料
機材 (ソフトウェアを除く)	自社	○ 原価 × 損料率 (供用日数 / 耐用年数 × 365)  但し、原価における単価が 5 万円未満かつ一度使用したら再利用できないもの場合は損料率を乗じずに計上	○ 製造直接費 × 損料率 (供用日数 / 耐用年数 × 365)	×
	他社	○ 取得価格 × 損料率 (供用日数 / 耐用年数 × 365)  但し、取得価格の単価が 5 万円未満かつ一度使用したら再利用できないもの場合は一般業務費の雑費の費目に計上	損料率はカスタマイズを施す実機と同等の値にて積算	○ 実費
ソフトウェア	自社	×	○ 直接労務費 + 直接経費	×
	他社	×		○ 実費

表 2：各定義

原価	<p>直近会計年度における損益計算書 (P/L) を用いた利益控除式に基づく算定とし、以下の利益控除式にて算出します。</p> <p>当該自社機材の販売実績平均価格 × (1 - 売上総利益率<sup>1</sup>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 損益計算書は直近会計年度の税務申告書 (申告済のもの) 一式に含まれているものとします。</li> <li>● 販売実績平均価格は直近会計年度の実際の販売データ<sup>2</sup>であり、販売実績の網羅性が確認できる書類とします。なお、該当機材の販売実績として、契約書、販売先への請求書、入金実績等の証憑も公認会計士による確認の際に必要となります。</li> </ul>
----	--

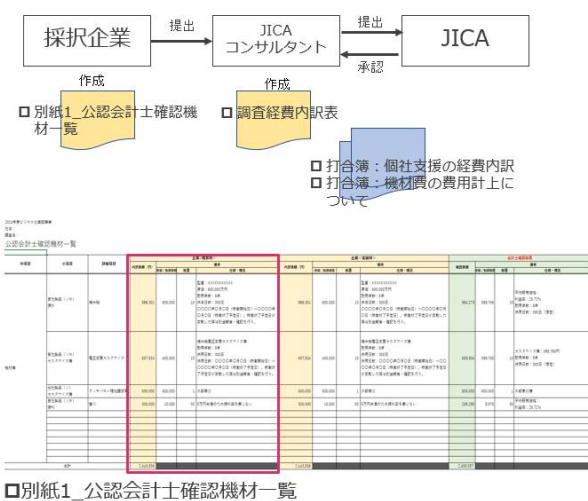
<sup>1</sup> 売上総利益率は小数点第三位以下を切り捨てとします。

<sup>2</sup> 年間の製品別の在庫数量、販売数量、在庫数や販売金額が記録されているデータであること、かつ経理上の売上金額と整合しているデータ

取得の代金	採択企業等以外から購入した際の仕入れ金額とします。  ただし、会社法に定める「親会社」若しくは「子会社」から取得する場合は確認書類として親会社や子会社に相当する会社のリストを提出のうえ、以下の①または②の通りとします。 ① 直近会計年度（定義は提案企業と同じ）の親会社および子会社の税務申告済の確定会計年度の個別財務諸表にもとづく、損益計算書を用いた利益控除式を取得価格に適用した金額。 ② 当該親会社や子会社が採択企業に納品したものを外部から仕入れている場合はその外部からの請求書に記載された金額。
供用日数	対象国で稼働を確認した日付から対象国で稼働を停止する日付までの日数とします。 なお、調査終了時まで対象国に設置する場合は、「稼働を停止する日付」を「調査完了報告書を提出する日付」とします。機材の稼働状況は月報にて JICA コンサルタントを通じて JICA に報告します。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく製品の耐用年数とします。

- 機材損料・借料のうち、損料及びカスタマイズ費は精算に際し、採択企業が自ら任意の公認会計士に依頼し公認会計士確認書を作成する必要があります。以下（ア）～（エ）のすべての要件を満たす必要があります。これら要件を満たさない場合は、機材費は精算することができず採択企業による自社負担となりますのでご注意ください。

（ア）費用用計上に関する JICA 確認：



- 対象物取得を行うより前に、採択企業が機材費ガイドに定める機材費の定義及び計算式に基づいて別紙 1\_公認会計士確認機材一覧の企業概算（赤枠）を記入します。
- 別紙 1\_公認会計士確認機材一覧を JICA コンサルタントに提出し、JICA コンサルタントが調査経費内訳表を更新し、あわせて機材費の費用計上について、JICA の確認を得ます。
- なお、本時点では概算額を確認するものであり、実際の精算金額を承認するものではありません。
- 調査経費内訳表に反映された機材費は、精算額の確定（公認会計士確認確認書の受領）まで、他の費目に流用できません。

(イ) 対象物の取得 :

- 機材損料・借料（損料・カスタマイズ費）は JICA 確認後も企業による立替払となります。後述の（エ）が完了するまでは当該金額を精算できません。
- 対象物の取得後、実績に基づいて別紙 1\_ 公認会計士確認機材一覧の企業実績を記入します。
- なお、供用日数は想定で構いません。

(ウ) 任意の公認会計士への確認依頼 :

- 任意の公認会計士に別紙 1\_ 公認会計士確認機材一覧及び必要となる根拠資料を提出し、別紙 2\_ 公認会計士確認書の作成を依頼してください。
- 公認会計士は機材費（企業実績）が本書に定める定義及び計算式に合致したうえで積算されたこと（支出確認が求められる場合は支出実績の確認）を積算の根拠資料を含めて確認します。
- 公認会計士は妥当性が確認できた範囲において、別紙 1\_ 公認会計士確認機材一覧の会計士確認結果に反映し、公認会計士確認書を企業宛に発出します。

(エ) 期日までの公認会計士確認書の提出 :

- 2026 年 8 月 31 日までに JICA コンサルタントを介して公認会計士確認済の別紙 1\_ 公認会計士確認機材一覧及び別紙 2\_ 公認会計士確認書を JICA に提出ください。
- 公認会計士確認書の提出が当該期限を超える場合はいかなる理由においても当該機材費は精算対象とはなりません。
- 調査経費内訳書の概算金額を上限に別紙 2\_ 公認会計士確認書に記載の金額にて JICA コンサルタントから採択企業に当該費用を精算します。

**補足：公認会計士確認書**

機材費の精算にあたっては、公認会計士の押印を取り付けた公認会計士確認書の提出が必要です。フォーマットは別紙 2\_公認会計士確認書を確認してください。公認会計士確認においては、任意の公認会計士にご依頼してください。なお、公認会計士の確認に必要な経費については採択企業による費用負担とします。

公認会計士は積算の妥当性(支出確認がもとめられる場合は支出実績の確認)を確認しますが、確認のなかで本書に定める各種証憑および公認会計士が求める証憑を提出できない場合や証憑に不備がある場合は、公認会計士は「妥当性が確認できた旨」の公認会計士確認書を発出することができません。最終的に企業側に提出される確認書の内容は公認会計士の判断になることを了承ください。

なお、公認会計士確認書は複数の機材費をまとめてご作成頂いて構いません。また、同単価で数量を追加する場合において追加の公認会計士確認書は不要です。

**補足：為替レートについて**

外貨建の調達を行った場合の円貨への換算適用レートは、調達先からの請求月の JICA の基準により定められたレートとします。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(1) 損料

- 採択企業及び共同企業体（以下、採択企業等という。）が所有または取得し調査に使用する機材（ソフトウェアを除く）は自社製品及び他社製品を問わず、損料（利用料）として、機材・物品の利益を控除した原価または取得の代金に損料率<sup>3</sup>を乗じた金額を計上可能です。一方で、ソフトウェアは損料による計上はできません。
- 自社製品は原価と定義し、他社製品は取得の代金と定義します。原価および取得の代金、耐用年数、供用日数の各用語の定義は表 2 の通りとします。
- 公認会計士は積算における原価または取得の代金および耐用年数の妥当性を確認します。確認にあたっては、税理士確認済の直近会計年度の損益計算書及び当該製品の販売価格を示す経理上の帳簿、その他公認会計士が求める証憑が必要になります。

$$\text{自社製品損料} = \text{原価 (円)} \times \frac{\text{供与日数 (日)}}{\text{耐用年数} \times 365}$$

$$\text{他社製品損料} = \text{取得の代金(円)} \times \frac{\text{供与日数 (日)}}{\text{耐用年数} \times 365}$$

補足：中古品の損料について

中古品の機材も計上可能です。ただし、その場合の耐用年数は、新品と同様の耐用年数（減価償却資産の対応年数等に関する省令に基づく製品の耐用年数）とします。

補足：少額（5万円未満）の損料について

自社製品において、原価における単価が5万円未満かつ一度使用したら再利用できないものの場合は、損料率を乗じずに計上します。

補足：機材の設置費について

機材の設置に伴う工事費は現地再委託費等として積算可能です。ただし、採択企業（共同企業体含む）の労務費は積算できません。再委託にかかる諸条件は再委託の項をご確認ください。なお、現地再委託費は公認会計士確認書の対象外となりますが、工事に際し必要な機材を損料にて計上する場合は公認会計士確認書の対象となります。

<sup>3</sup> 損料率は供用日数を耐用年数×365 で除した値とします。

## (2) カスタマイズ費

- カスタマイズは JICA が経費内訳表にて概算額を承認した日付以降に着手してください。
- 計上可能なカスタマイズ費は製造原価要素のうち製造直接費（直接経費、直接労務費、直接材料費）に限ります。製造原価要素の定義は、「原価計算基準」の「八 製造原価要素の分類基準」の通りとします。
- 直接労務費及び直接経費<sup>4</sup>は、製造原価を計算できる専門の会計ソフトウェアや ERP システム（決算書の製造原価報告書及び棚卸資産金額明細等の作成根拠となっていること）にて直接費と間接費を明確に分離して製造原価を管理しており、当該機材のカスタマイズ費がそのソフトウェアやシステム上の個別原価計算により、特定のコード（プロジェクトコード等）を用いて集計され、集計内容が、原価要素別に明細（計上日、金額、摘要を含む）で把握できる場合に限り、計上できます。
- 当該機材のカスタマイズ費が、経費内訳表の概算額承認日以前に上記のソフトウェアやシステムに全部あるいは一部の金額が計上されている（費用が発生している）場合は、カスタマイズ費の全額が精算対象とはなりません。
- 機材（ソフトウェアを除く）のカスタマイズ費は、製造原価要素における製造直接費（直接経費、直接労務費、直接材料費）を耐用年数×365 で除した値に供用日数を乗じた値にて計上します。なお、耐用年数及び供用日数はカスタマイズを施す実機と同等とします。
- ソフトウェアのカスタマイズ費は、製造原価要素における製造直接費のうち直接経費と直接労務費の和の値にて計上します。
- 公認会計士は当該カスタマイズにおける費用の妥当性を確認します。確認にあたっては、カスタマイズの因果関係が明確に認められる書類（製造指図書、要件定義書、ソフトウェア設計書等）や材料台帳、外部委託費に関する契約書類、製造原価を計算できる専門の会計ソフトウェアや ERP システムから出力された情報、その他公認会計士が求める証憑が必要になります。

$$\text{機材(ソフトウェア除く)} = \text{製造直接費(円)} \times \frac{\text{供与日数(日)}}{\text{耐用年数} \times 365}$$

$$\text{ソフトウェア} = \text{直接経費(円)} + \text{直接労務費(円)}$$

<sup>4</sup>直接経費のうち、外部に支出が行われる直課経費（外部委託費）は、当該カスタマイズとして明瞭に示された仕様書及び請求書や領収書等の証憑がある限りにおいて、製造原価を計算できる専門の会計ソフトウェアや ERP システムにて製造原価を管理していない場合も計上可能です。ただし、その場合も公認会計士に各種証憑を提出の上、公認会計士確認書の提出が必要です。

(3) レンタル料

- リース契約を含む他社が所有する機材およびサービスについて、実証に必要な期間相当分をレンタル料として当該代金を計上可能です。
- 本調査用に必要な開発環境の整備やサービスの提供に伴う費用についても計上できません。
- 実証に必要な期間相当分として輸送期間も計上の対象となりますが、調査計画書に定める調査期間外に発生したレンタル料はいかなる場合も計上できず、また、精算対象になりません。
- レンタル料は内訳付きの領収書を以て実費精算となります（公認会計士の確認書に含める必要はありません）。

以上

別紙 1\_公認会計士確認機材一覧

別紙 2\_公認会計士確認書

2024年度ビジネス化実証事業

社名:

調査名:

公認会計士確認機材一覧

中項目	小項目	詳細項目	企業<概算時>				企業<実績時>				会計士確認結果			
			内訳金額 (円)	備考			内訳金額 (円)	備考			確認金額	備考		
				原価/取得価格	数量	仕様・補足		原価/取得価格	数量	仕様・補足		原価/取得価格	数量	仕様・補足
機材費	自社製品 (ソ外) 損料	精米機	986,301	600,000	10	型番:XXXXXXXXXX 原価:600,000万円 耐用年数:5年 供与日数:300日 〇〇〇〇年〇月〇日(稼働開始日)~〇〇〇〇年〇月〇日(稼働終了予定日)。稼働終了予定日が変わった際は別途報告・確認を行う。	986,301	600,000	10	型番:XXXXXXXXXX 原価:600,000万円 耐用年数:5年 供与日数:300日 〇〇〇〇年〇月〇日(稼働開始日)~〇〇〇〇年〇月〇日(稼働終了予定日)。稼働終了予定日が変わった際は別途報告・確認を行う。	984,273	598,766	10	平均販売価格: 利益率:25.72% 耐用年数:5年 供用日数:300日(想定)
	自社製品 (ソ外) カスタマイズ費	電圧変更カスタマイズ	657,534	400,000	10	精米機電圧変更カスタマイズ費 耐用年数:5年 供用日数:300日 供用日数:〇〇〇〇年〇月〇日(稼働開始日)~〇〇〇〇年〇月〇日(稼働終了予定日)。稼働終了予定日が変わった際は別途報告・確認を行う。	657,534	400,000	10	精米機電圧変更カスタマイズ費 耐用年数:5年 供用日数:300日 供用日数:〇〇〇〇年〇月〇日(稼働開始日)~〇〇〇〇年〇月〇日(稼働終了予定日)。稼働終了予定日が変わった際は別途報告・確認を行う。	655,504	398,765	10	カスタマイズ費:398,765円 耐用年数:5年 供用日数:300日(想定)
	他社製品 (ソ) カスタマイズ費	タッチパネル現地語変更	500,000	500,000	1	外部委託	500,000	500,000	1	外部委託	500,000	500,000	1	外部委託費
	自社製品 (ソ外) 損料	替刃	300,000	10,000	30	5万円未満のため損料率を乗じない	300,000	10,000	30	5万円未満のため損料率を乗じない	269,280	8,976	30	平均販売価格: 利益率:25.72%
	合計			2,443,836			2,443,836				2,409,057			

自社製品 (ソ外) 損料確認用	
平均販売価格	
売上総利益率 (%)	
原価	0
耐用年数 (年)	
供用日数 (日)	
数量	
内訳金額	#DIV/0!



2024 年 XX 月 XX 日

## 公認会計士確認書

XXXX 企業名 XXXXX

調査主任者名 様

事務所名 :

公認会計士氏名 :

印

2024 年度 XXXXXXX 事業における <<企業名>> が実施する <<対象国>><<<<案件名>>>> において、調査活動に投入する資機材（別紙）が、JICA が定める募集要項（別添資料及び別添様式を含む）の範囲における妥当性を確認しました。

なお、本確認は <<企業名>> から提供された情報の範囲で実施しており、価格の真実性について保証を提供するものではありません。

確認対象額	
内妥当性確認額	

別紙：公認会計士確認機材一覧